

第1編 景観づくりのための基本的な事項

第1章 景観計画の策定について

1 景観計画策定の背景と目的

旧河辺・雄和町との合併、景観法全面施行、地域の景観まちづくりの取り組みの展開などの状況の変化への対応や、市民・事業者・市が一体となって景観づくりに取り組んでいくため

2 景観計画および景観条例の位置付け

- ・景観法に基づき、本市の景観づくりの基本方針等を定めるもの
 - ・適合させる上位計画：「秋田市総合計画」「秋田市総合都市計画」
 - ・整合を図る計画：「秋田市緑の基本計画」等の他の分野別計画
 - ・施行条例：「秋田市都市景観条例」
- この条例は引き続き「秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例」の条例体系に属します。

3 用語の定義

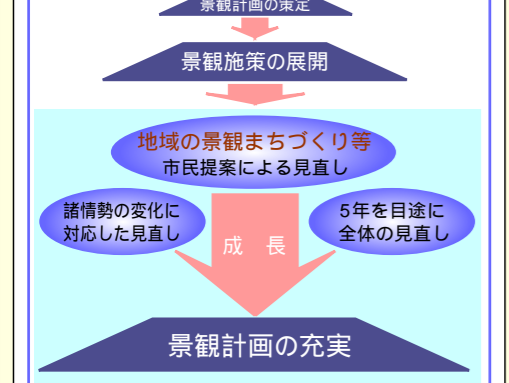
景観：地域ごとの歴史や生活などが背景となってつくられるもの

4 景観計画の構成

3編で構成します。

5 景観計画の特徴

- 成長型の計画
- これまでの景観施策を継承しつつ、市民の景観まちづくり活動を通じた提案により、計画内容を徐々に充実させていく成長型の計画です。
- 得られた提案に基づく随時見直し、5年を目途とした全体の見直しにより、計画の成長を図ります。



市民協働の仕組みの拡充
登録や支援などの仕組みをつくり、市民協働による景観まちづくりの推進を図ります。

地域別の景観づくりの方針等の導入
地域の特性や景観資源に配慮した景観づくりを図るため、地域別の景観づくりの方針や景観形成基準を設けました。

「秋田市都市景観形成に関する基本方針」の継承
これまで景観づくりの基としてきた考え方・方針・基準などを、今後の景観施策に適した形（基準の明確化等）として計画に継承しました。

第2章 景観づくりの方針

1 景観計画区域
秋田市全域

2 景観づくりの基本方針
市民協働による景観づくり
地域の特性をいかした景観づくり
新たな「秋田らしさ」の創造

3 景観づくりの個別方針

地域別方針

市域を中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の7つの地域に分け、地域全体の方針と、地域の特性への配慮を定めました。

地域の特性への配慮を定めた項目

中央地域
秋田駅西口周辺 千秋公園周辺
川反周辺 寺町周辺
歴史的建造物等 太平山への眺望

東部地域
太平山への眺望
秋田駅東口周辺の商業地
幹線道路沿い 歴史的建造物周辺
市街地と太平山の間広がる丘陵

西部地域
大森山等市街地を囲む丘陵地
歴史的建造物等
海岸沿いの景観

南部地域
御所野ニュータウン
仁井田の田園風景
市街地へ向かう幹線道路等

北部地域
秋田港周辺 歴史的建造物周辺
並木道 田園景観や山なみ

河辺地域
旧羽州街道 へそ公園からの眺望
自然的景観

雄和地域
高尾山からの眺望 雄物川
雄物川沿いの田園

土地利用別方針
土地利用別の景観づくりの方針を定めました。

景観の性質別方針
「歴史」や「緑」など個々の景観要素が持つ「性質」別の景観づくりの方針を定めました。

第2編 良好な景観づくりの推進に関する事項

第1章 大規模行為に関する景観形成基準

一定の規模を超える建築（大規模行為）について、景観法に基づく届出・勧告制度の緩やかな規制・誘導を行い、良好な景観づくりを図ります。

1 届出対象行為

行為：建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
規模：高さ10mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの

2 景観形成基準

届出対象行為について、第1編で定めた方針等に応じ景観形成基準を定めました。基準は共通基準、地域別基準、建築物の用途別基準があります。

主な景観形成基準抜粋(建築物)

基準	項目等	景観形成基準
共通	色彩・素材	外壁・屋根の色彩 基調となる色は、彩度5以下とする。
	外構・緑化	敷地の緑化 道路に面する箇所については、沿道緑化する。
地域別	中央地域	千秋公園周辺 使用する色彩は、公園の緑と調和するものとする。
	河辺地域	旧羽州街道周辺 歴史的雰囲気や継承した意匠・形態とする。
	雄和地域	田園風景 田園景観との一体感に配慮し、周辺と調和した意匠・形態とする。

3 国、地方公共団体の行為等について

国や地方公共団体も大規模行為に際して景観形成基準に加えて配慮する促進事項を示しました。

第2章 屋外広告物に関する景観形成基準

景観づくりの方針	都市景観との調和に配慮した広告景観の形成 景観特性を活かした広告景観の形成 市民の主体的な取り組みによる広告景観の形成
景観形成基準	高さが10mを超えるものなどについて基準を定め、秋田市屋外広告物条例に基づく許可制度との連携により良好な景観形成を図ります。

第3章 地域の景観ルール

市民が地域の景観まちづくりを推進できるよう、地域の景観ルールを位置付け、第3編で定める仕組みにより、活用を働きかけていきます。また、必要に応じて他法令に基づくまちづくりルールの活用等を検討していきます。

景観法に基づく地域の景観ルール

景観まちづくり地区	景観計画の策定や変更により、一定の区域を「景観まちづくり地区」と位置付け、独自の方針や景観形成基準などを定め、緩やかな規制誘導を行うものです。
景観地区・準景観地区	積極的に景観形成を図る地区を都市計画等に定め、デザインや高さ等を総合的に規制するものです。
地区計画(建築物等の形態意匠の制限)	地区計画の区域内における行為について、建築物等の形態意匠について、景観法に基づく条例を制定し、認定制度を運用することにより、裁量的・定性的な内容を含む制限を行うものです。
景観協定	土地所有者等の合意によって、景観計画よりもきめ細かな自主的ルールをつくるものです。

第4章 その他良好な景観づくりに関する事項

景観法に基づく制度の活用などについて、指定の方針等を定めます。また、市の関連施策を活用し、「緑の保全・創出」「田園景観の保全」「魅力ある景観の保全・創出」に努めます。

景観法に基づく制度

景観重要建造物・景観重要樹木	指定の方針	内容
景観重要公共施設	整備の方針	道路 ・道路附属施設の形態・意匠は、沿道の建築物等とのバランスを考慮する。 ・街路樹等の植栽により、沿道の緑化に努める。 都市公園 ・永続性のある緑地を適正に配置するため、緑地率の増加を図ることとする。 ・植栽等の緑化については、地域の特性を生かした樹種を選定し、適切に維持管理するものとする。
景観農業振興地域整備計画	今後、同計画の策定を視野に入れ、地域の景観づくりの取り組みを促していきます。	
景観協議会	景観まちづくりを行ううえで、住民・事業者と関係行政機関等とが協力して取り組む際など、必要に応じて組織・活用を検討します。	
景観整備機構	既存のまちづくりNPOへの働きかけや、地域の景観まちづくり活動を行う団体への支援を通じ、指定候補の育成に努めます。	

第3編 市民協働の景観まちづくりに関する事項

第1章 市民協働による景観まちづくりに向けて

市民協働による景観まちづくりを推進するため、市は、登録や支援などの仕組みをつくり、地域の景観まちづくりに意欲のあるかたを重点的にサポートしていきます。

第2章 景観まちづくりへ参加しやすい環境づくり

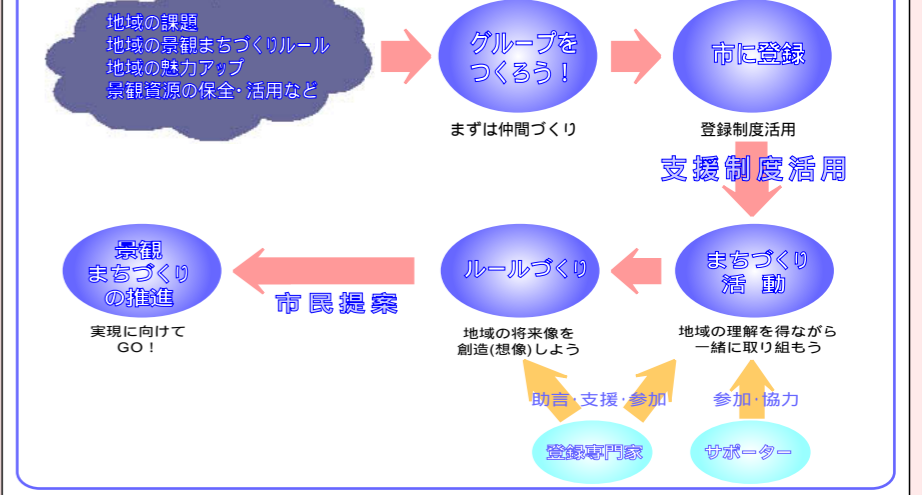
市民が景観まちづくりに参加しやすい環境をつくるため、次のことに取り組んでいきます。

地域の景観まちづくり推進のための仕組みづくり

- 景観イベントの開催
- 景観マップの公表・配布
- 表彰制度の実施
- 積極的な広報活動の実施
- 学官連携による景観施策の展開
- 相談体制
- 紛争処理体制

第3章 地域の景観まちづくり推進のための仕組み

景観まちづくりの流れ



1 景観まちづくり専門家の登録

市に登録した団体が専門家の助言を容易に得ることができるよう、豊富な知識や経験を持つ専門家が市に登録する仕組みをつくりまます。

2 市民による景観まちづくり活動への支援

市は、市民が積極的に参加できるよう、団体の登録を行い、取り組みを支援します。また、団体の取り組みなどへ参加するサポーター登録も設けます。

登録	活動内容	備考
団体	景観まちづくり活動、地域の景観ルール策定に向けた取り組み	市は、登録団体に対し、次のような支援を行います。情報提供、人材交流の促進、技術的支援、助成、専門家による支援等
サポーター	団体等が行う景観まちづくりなどへの参加	市は、サポーターに対し、個別の情報提供や、登録団体等との交流のサポートを行います。

3 地域による景観ルールの提案

景観法に基づく提案制度の活用等により、登録団体等による地域の景観ルールづくりが行えるような仕組みをつくりまます。

目的	ルール・制度	提案等の同意要件	提案制度の規定
地域の景観ルールづくり	景観まちづくり地区	提案の際、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	景観法
	景観地区	提案の際、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	都市計画法
	準景観地区	なし	提案制度対象外
	地区計画(建築物等の形態意匠の制限)	提案の際、区域内の土地所有者等の2/3以上の同意必要	都市計画法
景観資源の保全・活用	景観重要建造物	締結の際、区域内の土地所有者等全員の合意および市の認可必要	提案制度対象外
	景観重要樹木	提案の際、所有者全員の合意必要	景観法